

相楽中部消防組合公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和4年9月7日

相楽中部消防組合 管理者 河井 規子

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎造成・斜面安定化対策工事
- (2) 業務番号 4-相楽-7
- (3) 工事場所 京都府木津川市城山台九丁目地内
- (4) 工期 相楽中部消防組合議会の議決を得た日の翌日から令和5年11月30日まで(予定)

2 工事概要

造成面積 $A = 19,700 \text{ m}^2$

工事延長 $L = 330 \text{ m}$

ア 土工

- ・掘削 $V = 22,500 \text{ m}^3$
- ・盛土 $V = 10,750 \text{ m}^3$
- ・残土処理 $V = 11,900 \text{ m}^3$

イ 擁壁工

- ・逆T型擁壁 ($H = 4.0 \sim 8.1 \text{ m}$) $L = 110 \text{ m}$
- ・PC-H方擁壁 ($H = 1.0 \sim 3.75 \text{ m}$) $L = 85 \text{ m}$

3 予定価格 572,187,000円(税抜き)

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課

電話番号 (0774) 75-1380

ファクシミリ番号 (0774) 73-8199

e-mailアドレス soumu@sourakuchubu19-kyoto.jp

(2) 入札説明書等の配布期間等

ア 配布期間 令和4年9月7日(水)午後1時から
令和4年9月26日(月)午後5時まで

イ 入手方法

(ア) 相楽中部消防組合消防本部ホームページのトップページ「新庁舎建設について」からダウンロードすること。

(イ) 窓口配布を希望する場合は、事前に連絡の上、(1)の場所で受領すること。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は2社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たすその他の構成員であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員の要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

ウ 相楽中部消防組合の組合を組織する木津川市、笠置町、和束町及び南山城村(以下「構成市町村」という。)で定める暴力団排除条例の定義で規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。

エ 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、本消防組合、構成市町村又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)がなされていないこと。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照。)

キ 共同企業体の協定は、添付資料の「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によるものとする。

(3) 代表者の要件

ア 相楽中部消防組合又は構成市町村のいずれかにおける土木一式工事に係る令和4年度建設工事競争入札参加有資格者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（審査基準日が令和4年9月7日以前1年7月以内で、直近のもの）の「土木一式工事」の総合評定値（P）が、1200点以上の者であること。

エ 監理技術者として土木一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

オ 平成24年度以降において、工事概要と同規模以上の公共施設の土木工事について、元請（共同企業体にあつては、出資比率50パーセント以上のものに限る。）としての施工実績（工事が完成しているものに限る。）を有している者であること。

カ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(4) その他の構成員の要件

ア 相楽中部消防組合又は木津川市における土木一式工事に係る令和4年度建設工事競争入札参加有資格者で、木津川市内に主たる営業所を置く者であること。

イ 建設業法第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 木津川市土木一式工事の総合点を付与された者で、その点が800点以上の者であること。

エ 主任技術者として土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和4年9月26日（月） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送すること。（持参は不可。）

ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2
相楽中部消防組合消防本部 総務課

(3) 資格確認資料の内容

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 一般競争入札参加資格確認資料

(ア) 代表者にあつては、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
その他の構成員にあつては、令和4年度における京都府木津川市建設工事総合点通知書の写し

(イ) 代表者及びその他の構成員について、配置予定技術者調書（様式2-1及び2-2）

(ウ) 代表者について、土木工事に係る施工実績調書（様式3）

(エ) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

(オ) 特定建設工事共同企業体委任状の写し

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とし提出された書類は返却しない。

7 スケジュール

手続等	期間・期日・期限 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年9月7日（水）午後1時から 令和4年9月26日（月）午後5時まで
設計図書等の閲覧期間	令和4年9月7日（水）午後1時から 令和4年10月27日（木）午後5時まで

申請書等に関する質問の受付及び回答	受付：令和4年9月7日（水）午後1時から 令和4年9月22日（木）正午まで 回答：随時 （ただし、土・日・祝日を除く）
入札参加資格確認申請書等の提出期限	令和4年9月26日（月）午後5時まで（必着） ※郵送のみとし、持参は不可
入札参加資格確認通知書発行予定日	令和4年9月30日（金）
設計図書に関する質問の受付及び回答	受付：令和4年9月30日（金）午前9時から 令和4年10月7日（金）正午まで 回答：令和4年10月17日（月） （ただし、土・日・祝日を除く）
入札書の提出期限	令和4年10月27日（木）午後5時（必着） ※郵送のみとし、持参は不可
開札日時	令和4年10月28日（金）午前10時00分

8 入札の手続等

(1) 入札書の提出期限・開札の日時等

- ア 提出期限 令和4年10月27日（木）午後5時（必着）
- イ 郵送先 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2
相楽中部消防組合消防本部 総務課
- ウ 開札日時 令和4年10月28日（金）午前10時から
- エ 開札場所 相楽中部消防組合消防本部3階 講堂
- オ その他 開札の立会い者は、別途通知する。

(2) 入札の方法

入札書及び工事費内訳書は、郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。（持参は不可。）ただし、提出の方法は、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 5に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札
- オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- カ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出しない者の行った入札

（５）落札者の決定方法

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。当該入札者が開札立会者として入札場にいる場合はその者がくじを引き、開札立会者でない場合は当該入札事務に関係の無い職員が代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（６）契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 契約手続

- （１）落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、本工事の公告で添付した仮契約書を作成すること。
- （２）この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、相楽中部消防組合議会の議決

を要するものである。

1 2 その他

- (1) 1 から 1 1 までに定めるもののほか、相楽中部消防組合契約事務規則の定めるところによるほか、本公告文、設計図書、仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。
- (3) 本入札において、5 の (2) のカに規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当するすべての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (4) 特定建設工事共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とすること。
- (5) 落札者は、仮契約締結までに特定建設工事共同企業体委任状の正本を提出すること。
- (6) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、当消防本部の指名停止措置を行うことがある。
- (7) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (8) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (9) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- (10) 現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。
- (11) 構成市町村で定める暴力団排除条例の定義で規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書」を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。
- (12) 落札者は、原則として資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

- (13) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。
- (14) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎造成・斜面安定化対策工事に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和4年9月7日
- 2 契約担当者 相楽中部消防組合 管理者 河井 規子
- 3 担当部局 相楽中部消防組合消防本部 総務課
〒619-0214
京都府木津川市木津白口10番地2
電話（0774）75-1380
- 4 入札に付する事項
 - (1) 工事名 相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎造成・斜面安定化対策工事
 - (2) 工事場所 京都府木津川市城山台九丁目地内
 - (3) 工事概要 造成面積 $A = 19,700 \text{ m}^2$
工事延長 $L = 330 \text{ m}$
ア 土工
 - ・掘削 $V = 22,500 \text{ m}^3$
 - ・盛土 $V = 10,750 \text{ m}^3$
 - ・残土処理 $V = 11,900 \text{ m}^3$イ 擁壁工
 - ・逆T型擁壁 ($H = 4.0 \sim 8.1 \text{ m}$) $L = 110 \text{ m}$
 - ・PC-H方擁壁 ($H = 1.0 \sim 3.75 \text{ m}$) $L = 85 \text{ m}$
 - (4) 工期 相楽中部消防組合議会の議決を得た日の翌日から令和5年11月30日まで（予定）
- 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件を満たさなければならない。

 - (1) 共同企業体の要件
 - ア 構成員の数は2社とし、その内訳は（2）及び（3）の要件を満たす代表者、（2）及び（4）の要件を満たすその他の構成員であること。
 - イ 自主結成された共同企業体であること。
 - ウ 全ての構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- ウ 相楽中部消防組合の組合を組織する木津川市、笠置町、和束町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）で定める暴力団排除条例の定義で規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。
- エ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、本消防組合、構成市町村又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- カ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方

の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

キ 共同企業体の協定は、添付資料の「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によるものとする。

(3) 代表者の要件

ア 相楽中部消防組合又は構成市町村のいずれかにおける土木一式工事に係る令和4年度建設工事競争入札参加有資格者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（審査基準日が令和4年9月7日以前1年7月以内で、直近のもの）の「土木一式工事」の総合評定値（P）が、1200点以上の者であること。

エ 監理技術者として土木一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

オ 平成24年度以降において、工事概要と同規模以上の公共施設の土木工事について、元請（共同企業体にあつては、出資比率50パーセント以上のものに限る。）としての施工実績（工事が完成しているものに限る。）を有している者であること。

カ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(4) その他の構成員の要件

ア 相楽中部消防組合又は木津川市における土木一式工事に係る令和4年度建設工事競争入札参加有資格者で、木津川市内に主たる営業所を置く者であること。

イ 建設業法第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 木津川市土木一式工事の総合点を付与された者で、その点が800点以上の者であること。

エ 主任技術者として土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資

格に限る。)を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和4年9月26日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送をすること。(持参は不可。)

ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2
相楽中部消防組合消防本部 総務課

(3) 資格確認資料の内容

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 一般競争入札参加資格確認資料

(ア) 代表者にあつては、経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し
その他の構成員にあつては、令和4年度における京都府木津川市建設工事総合点通知書の写し

(イ) 代表者及びその他の構成員について、配置予定技術者調書(様式2-1及び2-2)

(ウ) 代表者について、土木工事に係る施工実績調書(様式3)

(エ) 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)の写し

(オ) 特定建設工事共同企業体委任状の写し

(4) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類については、1部提出すること。

ウ 留意事項

(ア) 提出された書類は、返却しないものとする。

(イ) 提出された書類は、当消防組合において無断使用することはない。

(ウ) 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、当消防組合の指名停止措置を行うことがある。

(5) 確認申請書は様式1により作成すること。

(6) 資格審査資料は次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者調書

5の(3)のエ及び5の(4)のエに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を、代表者にあつては様式2-1に、その他の構成員にあつては様式2-2に記載し、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する書類を併せて添付すること。

なお、この場合においては、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができるが、すべての候補者について条件を満たしていること。

また、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できる者とし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。また、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特殊な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 土木工事に係る施工実績調書

5の(3)のオに掲げる資格があることを判断できる、土木工事の施工実績を少なくとも1件、様式3により作成すること。同規模以上とは、造成面積が10,000㎡以上の土木工事（それを含むその他土木・建築等工事も可。）とする。

なお、記載した施工実績に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の工事内容が判断できる最小限の図書等の写しを併せて提出すること。

また、工事内容が記載されていれば、工事情報実績システム(CORINS)へ登録済みの工事カルテにより提出することも可とする。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、当消防組合に対して入札参加資格がないと認められた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 仕様書等の配布方法等

- (1) 配布期間 令和4年9月7日(水)午後1時から
令和4年10月27日(木)午後5時まで

(2) 入手方法

相楽中部消防組合消防本部ホームページのトップページ「新庁舎建設について」からダウンロードできます。

9 仕様書等に関する質問回答

- (1) 質問については、指定の様式で電子メールにより相楽中部消防組合消防本部総務課へ提出すること。なお、提出した場合は、必ず受領確認の電話連絡をすること。

(e-mailアドレス：soumu@sourakuchubu119-kyoto.jp)

提出期限 令和4年9月30日(金)午前9時から

令和4年10月7日(水)正午まで

- (2) 回答については、令和4年10月17日(月)までに相楽中部消防組合消防本部ホームページのトップページ「新庁舎建設について」にて掲載する。

10 入札の手続等

(1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 提出期限 令和4年10月27日(木)午後5時(必着)

イ 提出先 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課

(2) 入札の方法

ア 入札書及び工事費内訳書は、郵送により提出すること。(持参は不可。)

イ 郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には、「10月28日開札 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎造成・斜面安定化対策工事 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒及び工事費内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。間違っって円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書

- ア 入札に際し、工事費内訳書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格(消費税相当額を除く合計金額)に対応するようにすること。
- ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は公告時に添付した金抜内訳書(数量書)の項目に一致させること。
- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 5に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行なった入札
- オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- カ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出しない者の行った入札
- キ 当消防組合により入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後指名停止処置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札

(6) その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

1.1 入札保証金

免除する。

1.2 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

1.3 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において、入札参加資格確認業者から入札担当者が抽選により決定し指名した3名の立会いで行う。

ア 開札日時 令和4年10月28日(金)午前10時から

イ 開札場所 相楽中部消防組合消防本部3階 講堂

1 4 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。当該入札者が開札立会者として入札場にいる場合はその者がくじを引き、開札立会者でない場合は当該入札事務に関係の無い職員が代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

1 5 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、本工事の公告で添付した仮契約書を作成すること。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、相楽中部消防組合議会の議決を要するものである。

1 6 支払条件

(1) 前払金

請求があった場合、契約金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

請求があった場合、「相楽中部消防組合公共工事に係る前金払等取扱要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を中間前払いする。

(3) 部分払

有(1回)

(4) 中間前金払と部分払の選択

「相楽中部消防組合公共工事に係る前金払等取扱要領」の定めるところによる。

1 7 随意契約により締結する予定の有無

無

1 8 関連情報を入手するための照会窓口

〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課 電話番号(0774)75-1380

1 9 その他

- (1) 入札参加者は、別添の契約書案を熟読し、入札説明書を遵守すること。
- (2) 確認申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、相楽中部消防組合の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 落札者は、原則として6の(6)のアの資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (4) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。